

### 3 県の事務等に対する知事後援会幹部の関与及び費用負担に関する事項

#### (1) 懇談会等に対する知事後援会の費用負担等について

##### ア 概要

##### (ア) 知事後援会の費用負担の状況について

田中知事の後援会である「しなやかな信州をはぐくむ会」(以下「知事後援会」という。)が、各種審議会や県職員等との懇談会等に係る費用等を負担していた状況は、提出された記録及び証人の証言等によれば以下のとおりである。

##### 審議会委員・県職員との懇談会について

| 番号 | 日時      | 場所   | 出席者                                  |                                      | 費用総額<br>(円) | 1人当たり<br>費用 | アル<br>コー<br>ルの<br>有無 | 会議の目的                           | 備 考      |
|----|---------|------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|----------------------|---------------------------------|----------|
|    |         |      | 知事及び<br>県職員                          | 審議会委員及び<br>民間人                       |             |             |                      |                                 |          |
| 1  | 15.5.23 | 六本木  | 田中康夫                                 | 審議会委員等<br>3名                         | 54,747      | 13,687      | 有                    | 社会情勢一般                          |          |
| 2  | 15.5.30 | 長野市内 | 田中康夫<br>田山重晴<br>岡部英則<br>松林憲治<br>宮津雅則 | 民間人1名                                | 55,721      | 9,287       | 有                    | 社会情勢一般                          |          |
| 3  | 15.6.9  | 長野市内 | 田中康夫<br>小林公喜<br>岡部英則<br>松林憲治<br>宮津雅則 | 民間人3名                                | 72,153      | 9,020       | 有                    | 社会情勢一般                          |          |
| 4  | 15.7.26 | 赤坂   | 田中康夫<br>岡部英則<br>松林憲治                 | 本人確認情報保<br>護審議会委員<br>4名              | 50,877      | 7,269       | 有                    | 住民基本台帳<br>ネットワーク<br>に関する打合<br>せ |          |
| 5  | 15.8.5  | 四ツ谷  | 田中康夫<br>宮尾弘行<br>岡部英則<br>松林憲治         | 本人確認情報保<br>護審議会委員<br>4名              | 71,850      | 8,982       | 有                    | 総務省との公<br>開討論会後の<br>会合          |          |
| 6  | 15.8.7  | 長野市内 | 田中康夫<br>岡部英則<br>松林憲治<br>宮津雅則         | 民間人4名                                | 69,704      | 8,713       | 有                    | 住民基本台帳<br>ネットワーク<br>に関する打合<br>せ |          |
| 7  | 15.8.13 | 長野市内 | 田中康夫<br>岡部英則<br>松林憲治                 | 本人確認情報保<br>護審議会委員<br>3名<br>民間人3名     | 63,472      | 7,053       | 有                    | 住民基本台帳<br>ネットワーク<br>に関する打合<br>せ |          |
| 8  | 15.8.19 | 軽井沢町 | 田中康夫                                 | 公共工事入札等<br>適正化委員1名                   | 13,514      | 6,757       | 有                    |                                 | 昼食弁<br>当 |
| 9  | 15.8.26 | 軽井沢町 | 田中康夫<br>岡部英則<br>松林憲治<br>宮津雅則         |                                      | 34,650      | 8,663       | 無                    | 住民基本台帳<br>ネットワーク<br>に関する打合<br>せ | 昼食       |
| 10 | 15.8.28 | 六本木  | 田中康夫<br>小林公喜<br>松林憲治                 | 「長野県出資等<br>外郭団体」見直<br>し専門委員会委<br>員2名 | 122,430     | 24,486      | 有                    | 外郭団体の見<br>直しに関する<br>話し合い        |          |
| 11 | 16.3.17 | 四ツ谷  | 田中康夫                                 | 「長野県」調査<br>委員会委員7名                   | 80,830      | 10,104      | 有                    | 委員会の打合<br>せ後の懇談会                |          |

## ホテルでの人事異動等に関する会議等について

| 番号 | 日時      | 場所          | 出席者  | 費用総額<br>(円) | 1人当たり費用 | アルコールの有無 | 会議の目的                 | 備考                    |
|----|---------|-------------|--|-------------|---------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 1  | 15.9.21 | 長野市内<br>ホテル | 田中康夫<br>岡部英則<br>松林憲治<br>宮津雅則                     | 23,520      | 5,880   | 無        | 10月の人事<br>異動等につ<br>いて |                       |
| 2  | 15.9.22 | 長野市内<br>ホテル | 田中康夫<br>小林公喜<br>岡部英則<br>松林憲治<br>宮津雅則<br>人事活性課企画員 | 159,306     | (不明)    | 無        | 10月の人事<br>異動につい<br>て  | 県費で支<br>出<br>(17.5.2) |
|    | 15.9.23 |             |  |             |         |          |                       |                       |
|    | 15.9.24 |             |  |             |         |          |                       |                       |
| 3  | 17.1.25 | 長野市内<br>ホテル | 田中康夫<br>小林公喜<br>松林憲治                             | (不明)        | (不明)    | 無        | 17年度予算<br>の勉強会        |                       |
|    | 17.1.27 |             |  |             |         |          |                       |                       |
|    | 17.1.29 |             |  |             |         |          |                       |                       |

### (イ) 懇談会の内容等について

懇談会に出席した証人は、懇談の内容等について以下のとおり証言している。

#### 【平成15年5月30日の懇談会】

- 企画局長であった田山重晴証人は、「具体的にどういうテーマなのか、私はそのとき理解するすべもなかったが、終始知事の話聞いていたような風景を思い出す。確か私は知事の近くに座っていたと思うが、知事の様々な話を聞く立場にいたと思われるが、多くの人が意見交換するというような記憶はない。私の記憶をたどると、住基の話も含めて様々な話があったのではないかと思っている。」旨の証言を行っている。
- まちづくり支援室長であった岡部英則証人は、「私自身は、こういう目的があるということと呼ばれたわけではない。行ったところでは、そのとき問題になっていた住基ネットの委員と市町村課との間の行き違いのような話が中心であり、あとは県の様々な事項に関する意見交換のようなものだったと記憶している。」旨の証言を行っている。
- 経営戦略局の職員であった宮津雅則証人は、「知事から特に何を話す話はないかと思ったと思うので、田中知事が出席者と様々なことを話し合い、意見を聞き、知事自身の意見もそこで意見交換したいという趣旨だと思う。」旨の証言を行っている。
- 情報政策課長であった松林憲治証人は、「定かには覚えていないが、社会情勢一般、それに関しての県政状況などの話をした記憶がある。」旨の証言を行っている。

【平成15年6月9日の懇談会】

- ・ 経営戦略局長であった小林公喜証人は、「メンバーに民間人が含まれた席で話題になったとすれば、知事の理念、知事の政策など、様々な話があったと思うが、私の記憶には、住基ネットの侵入実験と、泰阜村への住所移転の2つがはっきりと残っているが、他にもいろいろあったと思うが記憶に残っていない。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「住基ネットの委員会から報告が出され、その際に市町村課長が委員との会合で、委員の言う形での住基ネットの離脱は市町村の自治を侵すものだということを述べたあとかと思っている。住基ネットの委員の活動が、このままではうまくいかないのではないかとということで、その対策が話し合われたと記憶している。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「その当時の社会情勢、それから県政状況というような記憶はある。」旨の証言を行っている。

【平成15年7月26日の懇談会】

- ・ 岡部英則証人は、「7月26日の段階では、住基ネットを今後どうしていくのかということが主題であったと思っている。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「本人確認情報保護審議会の委員4名が出席しているので、住基ネットに関する総務省との公開討論会が控えていたので、その打ち合わせが目的ではなかろうかと記憶をしている。」旨の証言を行っている。

【平成15年8月5日の懇談会】

- ・ 総務部長であった宮尾弘行証人は、「懇談というよりも、私の認識では4人の委員に討論会のあと、夕食を差し上げるという会食である。懇談会、懇談会、宴会という認識はない。話の内容も終わった討論会を振り返って、向こうの委員からこういう話が出た、こちらもこういう意見を言えばよかったという話であったと記憶している。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「総務省との公開討論会が夕方から開かれ、大分遅くなって終わったという記憶がある。討論会に出席した本人確認情報保護審議会の委員と夕食を兼ねながら会合したが、メインは夕食であったと考えている。」旨の証言を行っている。

【平成15年8月7日の懇談会】

- ・ 岡部英則証人は、「住基ネットの話だけだったと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「8月7日という時期を考えると、住基ネットの関係で、例えば総務省の関係等があった時期であり、主な話はその話だったと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「5月30日、6月9日とほぼ同様な目的だった気がする。ただ、住基ネットに関する8月5日の総務省との意見交換会も話題にのったような記憶がある。」旨の証言を行っている。

【平成15年8月13日の懇談会】

- ・ 岡部英則証人は、「住基ネットの話だけだったと思う。8月15日に県の住基ネットの基本方針を公表するため、その全体の打ち合わせということで開催した。審議会の委員が県のサーバーを調べ、県のサーバーが一般のNTTの高速公衆回線に結ばれているので、離脱はできないことがわかった。その話を中心に、市町村がNTTの高速回線に結ばれているのはどういうものなのかというようなことを、委員から話を受け、県の方針をどうしていくのかを中心に話し合ったと記憶している。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「本人確認情報保護審議会の委員3名が出席しており、住基ネット関係の打ち合わせだったような気がしている。」旨の証言を行っている。

【平成15年8月26日の懇談会】

- ・ 岡部英則証人は、「住基ネットの侵入実験に関する経過を知事に報告した。侵入実験をどういう形で行うのかという話になり、そのとき、一切の視察を無視して進め、完全にシークレットで実験を行うということについて、知事から話があった。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「私の記憶の範囲でいうと、住基ネットの侵入実験をどの市町村にお願いしてやるのかということが話題になっており、その点を田中知事から話をしてほしいということで、松林氏、岡部氏が呼ばれ、私も呼ばれたと思っている。

【平成15年8月28日の懇談会】

- ・ 小林公喜証人は、「外郭団体の見直し専門委員会の委員長の委員に対し、非常に安い報酬で時間をかけて苦勞をいただいていることについて、知事としての感謝と、特にこの二人の委員が、外郭団体の廃止に伴うプロパー職員の処遇を危惧していたため、意見を具体的に聞きたいという意味もあったのではないかと、私は推測する。」旨を証言し、「松林憲治情報政策課長が9月1日付で経営戦略局の行革担当の参事に任命されるので、これからは松林が中心になって進めるという挨拶、紹介、これも理由の一つにあったのではないかと思います。」旨の証言を行っている。

- ・ 松林憲治証人は、「外郭団体の見直しに関する一般的な話し合いという記憶がある。私はこのときは情報政策課長で、経営戦略局に移ったのは平成15年9月1日付けであり、内示は受けていたが、顔合わせの要素が主であった気がしている。」旨の証言を行っている。

【平成16年3月17日の懇談会】

- ・ 「長野県」調査委員会委員であった醍醐聡証人は、「主なものは、「長野県」調査委員会の設置要綱についてであり、1回目の委員会に設置要綱の案が出たが、その場で確定はしなかった。それを持ち越す形で、設置要綱を見直すという議論になった。」旨を証言し、「1回目の会合で、委員会に外部からの情報提供窓口というものを設けようということが決まり、当時の松葉委員の事務所に置き、そこに寄せられた情報を全体で共有して議論したということがあったと思う。また、「長野県」調査委員会としての調査の進め方も多少議論したと記憶している。」旨の証言を行っている。
- ・ 「長野県」調査委員会事務局長であった松葉謙三証人は、「私は事務局をしていたので、資料等検討した結果、A4で9枚ぐらいのレジユメを作成して委員に配布した。また、県民からの情報を得る窓口になっていたのも、そういうメールや手紙をコピーしたものを資料として配って話し合ったと思う。中身としては、今後の調査委員会の調査方針ということだったと思う。」旨を証言し、「私のレジユメには様々なことが書いてあり、要綱の問題、オリンピック問題等の問題点、あるいはその問題点をどう調査するかの具体的な問題点も指摘した詳しい文書を出したので、そういうものも資料としてざっくばらんな話をした。」旨の証言を行っている。

(ウ) ホテルでの人事異動等に関する会議等の開催に至る経緯について

a 平成15年9月21日の会議について

平成15年9月21日の夜、長野市内のホテルにおいて会議が開催されているが、その経緯等について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 宮津雅則証人は、「9月21日は日曜日の夜だと思うが、田中知事に呼ばれた。」旨を証言し、「そのメンバーを考えると、当時小林局長は人事のことをやっており、松林氏と岡部氏は住基ネットの関係だったので、それらが中心だが、そこに留まる話ではなかったと思っている。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「知事からメールで指示があり、行くことになった。」旨を証言し、「10月の異動の関係が中心であった。22日から侵入実験が始まるということであったので、その確認だったと記憶している。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「当時の県政の課題、それから社会情勢、その中に具体的ではないが、秋の人事も話題の中に入っていたような記憶はある。」旨の証言を行っている。

**b 平成15年9月22日から24日の人事異動に係る作業について**

平成15年9月22日から24日にかけて、長野市内のホテルにおいて同年10月の県職員の人事異動に係る作業が実施されているが、その経緯等について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 小林公喜証人は、「自分が責任者として出席をしている。23日は、関係書類をそこに置いておいていただけであり、作業をしたのは22日、24日である。」旨を証言し、「常時出席していたのは、私と当時の人事グループの企画員1名である。時折、席を外したりしたが、宮津企画員も同席しており、時間外に顔を出したのが、岡部参事、松林参事である。2日間の作業は、私と人事グループの企画員、宮津氏の3人である。作業を進める上で、人事グループの課長補佐、係員に書類を届けてもらったことはあるが、作業には参加させていない。9月24日に知事に来てもらい、私から人事案を説明した。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「私は、初日は朝から夕方までと思っており、3日目についても、朝からお昼くらいまで作業に携わった。」旨を証言し、「小林経営戦略局長が指揮を取って、私と、人事活性化チームの人事担当企画員が来ていた。私の記憶の範囲では、作業自体が初めの日でほぼ終わって、2日目は休んだと思うが、3日目の午前中に知事が状況を聞きに来たと思っている。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「9月22日は2回ホテルへ行っている。1回目は、9月21日に人事異動の候補者をリストアップする中で、市町村課長を栄村か泰阜村へ派遣したいが、それが可能なのか調べてくれと話があり、その結果を、お昼頃、小林局長へ報告した。夜、全体的にどうなっているのかということで、仕事が終わったあと行ったと記憶している。私は、22日以後は、住基ネットで忙殺され、以後は参加していない。」旨の証言を行っている。

通常、このような県職員の人事異動に関する作業は、県庁内で行われるものであるが、長野市内のホテルの部屋を借りて実施した理由について、小林公喜証人は以下の旨を証言している。

- ・ 知事から、私に特命で今回の人事はやるように指示があり、具体的には異動の発令日を10月10日と考えているという話があった。10月10日に発令をするということになれば、人事のルールでは、係長以下の職員は2週間前に内示をするということが職員組合との申し合わせ事項であり、9月26日には係長以下の職員に内示しなければならない。それから課長補佐級以上の職員は、10月3日に内示をしなければならない。そうすると、ホテルで22日、23日、24日の3日間で知事のご了解を得られるような人事異動案を組まないと、26日の内示に間に合わない。
- ・ 例えば人事作業を行う3階の部屋で行えば、その部屋へ入ったこと自体で人事をやっているということがわかるし、電話等があり、作業に専念することができなかった。日数があればいいが、短期間のうちに案を詰めなければいけないため、わからない所へこもるしかないというのが大きな理由である。
- ・ 人事の目的は、経営戦略局を中心とした人事を組むということであり、経営戦略局は15年4月にスタートし、意欲を持って職員は来たが、なかなか思うように動かないことから、経営戦略局をよりよくするために組織を強化しようという考え方があったため、これは絶対漏れてはいけないと考えた。せっかく意欲があって抜擢された職員がわずか半年で動いてしまうため、それが事前にわかれば仕事に対する意欲もなくなってしまうということから、絶対これは隠さなければいけないと思った。こういう理由で、外でわからないようにやらなければいけないと考えた。
- ・ 人事の情報がどうも事前に漏れている。これは上に立つ者として非常に恥ずかしいことで、職員を信用できないような職場の状態であり、悪く言えば、人事を担当する職員すらも信用できない。
- ・ 知事から指示があったのは、経営戦略局をよりよくするためだから、岡部、松林両参事の意見も聞いて新しい体制を組んでほしいという話もあり、このメンバーで作業をした。
- ・ 県の施設以外の場所で作業をするのが一番いいから、場所を探してくれと私が宮津企画員に指示をした。

このことについて、関係する証人は、以下のとおり証言している。

- ・ 岡部英則証人は、「9月21日に知事から話をされた内容は、人事異動が漏れているので、10月に大幅に人事異動をすれば、それが事前に漏れていってしまう。副知事に漏れているのではないかとということで、副知事にわからないような形で人事異動を行うということで、ホテルで行うようにという指示があった。」旨を証言し、「私自体は、初めて9月21日に人事異動という話を聞き、こういう形で知事が副知事を認識しているということを初めてそこで知った。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「私は当時政策チームにおり、人事を扱う立場ではない。いつかは覚えていないが、田中知事と小林局長が一緒の場に呼ばれて、人事作業をやってくれと言われ、その作業に携わったと思っている。ホテルで行った理由は、私も細かい部分まで覚えていないが、当時、県庁の中でやると情報が漏れるので、中でやらないようにしたいということが、田中知事か、小林局長のどちらからかは覚えていないが、話があった。」旨を証言し、「後で小林局長から、当時、副知事と随分と言い争った経緯もあるという話を聞いている。記憶をたどると、9月の段階で副知事に関する話はなかったと思う。当時、メールが、送信していない第三者に漏れているとか、人事の情報も漏れるという話があって、県庁内ではなくて別な場所での話があったと思っている。」旨の証言を行っている。  
また、小林公喜証人から指示を受けて、「私自身がそのホテルに電話をしたのは間違いないと思っている。」旨の証言を行っている。

この人事異動に関する作業の公務性について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 小林公喜証人は、「公務ということで解釈をしている。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「この作業に私が携わるときに、誰にも言わないようにと言われており、携わる人間を非常に限定していたと思う。そういう意味で、通常の手続では支払えなかったと思う。」旨を証言し、「これは明らかに公務であったことは間違いのないため、普通の形に戻したものと思っている。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「人事作業なので、公務性はあったと認識をしている。」旨の証言を行っている。

提出された記録によれば、平成15年9月22日から24日の人事異動に係る作業に係るホテルの会議室利用料は、上記アに記載したとおり、県費で平成17年5月2日に支払っている。



### c 平成17年1月25日から29日の当初予算に係る勉強会について

平成17年1月25日、27日及び29日に、長野市内のホテルにおいて平成17年度当初予算に係る勉強会を行っているが、その経緯等について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 小林公喜証人は、「3日間すべて出席をしている。時間は夕方から、その日の作業が終わる時間帯まですべて出席した。主に経営戦略局の局長とチームリーダーを中心として出席をしていたと記憶している。」旨を証言し、「17年度の各部局から財政当局へ出された予算の見積書をすべてめくり、事業の精査をしたと記憶している。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「時間外の勤務時間の終了したあと、見積書の作業、勉強会をした記憶はある。」旨を証言し、「政策促進チームリーダー、コモンズ・地域政策チームリーダー、総務部長、信州ブランドチームリーダーと、知事だったという記憶がある。それでフルメンバーだったかどうかは、定かではない。知事は、1月25日、27日、29日の3日間、出席したと記憶している。」旨の証言を行っている。

この勉強会の公務性について、小林公喜証人は、「まさに公務と理解している。」旨を証言している。

### (エ) 費用の支払いについて

上記(ア)に記載された懇談会、会議等が開催された当時、懇談会等に出席した県職員等は費用を負担していなかったが、その費用の支払いについて、関係する証人は以下のとおり証言している。

#### 【平成15年5月30日の懇談会】

- ・ 田山重晴証人は、「誰かが支払うだろうと思いながらそのままになって、結果として後でわかった事実を知ることになった。」旨を証言し、「そのときは確かに誰が支払うのかなという気はあったが、そのまま放置しておいたのは事実である。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「私は支払いをやっていないし、誰が行ったのか私はわからない。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「支払いを誰が行ったのかは、承知はしていなかった。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「私自身は支払いをしていない。当時の私の認識では、後から送られてくると思っていた。」旨を証言し、「私自身が、帰り際に、知事ではなく、店の人に聞いたときに、後から知事に送りますよという話があったと思っている。」旨の証言を行っている。

【平成15年6月9日の懇談会】

- ・ 小林公喜証人、松林憲治証人、岡部英則証人は、「承知していない」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、飲食店から「知事へ請求が行く」と言われたことについて、「そのとおりである。」旨の証言を行っている。

【平成15年7月26日の懇談会】

- ・ 松林憲治証人は、「私はしていないのは確かであり、誰が支払ったのかはわからない。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「支払いは誰がしたか見ていなかった。」旨の証言を行っている。

【平成15年8月5日の懇談会】

- ・ 松林憲治証人は、「支払いを私はやっていないので、誰が支払いを具体的にしたかは存じ上げない。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「支払いのとき、知事はクレジットカードを出して精算した。店員が請求金額を持ってきて、そこでカードを渡して知事が署名をした。」旨の証言を行っている。

【平成15年8月7日の懇談会】

- ・ 松林憲治証人は、「支払いを私はやっていないので、誰が支払いを具体的にしたかは存じ上げない。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「承知していない。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「その場での支払いはなかったと思う。店の方が知事に請求書を送ると言っていた」旨の証言を行っている。

【平成15年8月13日の懇談会】

- ・ 松林憲治証人は、「支払い事務を私は行っていないので、誰が支払いをしたかは存じ上げない。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「承知していない。」旨の証言を行っている。

【平成15年8月26日の懇談会】

- ・ 岡部英則証人は、「承知していない。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「私自身は払っていない。」旨の証言を行っている。

【平成15年8月28日の懇談会】

- ・ 松林憲治証人は、「支払事務を私はやっていないので、誰が支払事務をしたかは定かではない。」旨の証言を行っている。
- ・ 小林公喜証人は、「支払いは、全く承知していない。最終の新幹線に間に合わなくなり、急遽タクシーを呼んで松林課長と2人でタクシーに乗り込んでしまい、支払いまで残っていなかったため承知していない。」旨の証言を行っている。

【平成16年3月17日の懇談会】

- ・ 醍醐聰証人は、「懇談会は途中で退席した。費用は支払うつもりで会計をお願いしたが、知事後援会から支出するので必要ないと言われた。私は不思議に思ったが、あのときは非常に急いでおり、わだかまったまま退席した。」旨の証言を行っている。
- ・ 松葉謙三証人は、「費用の支払いはしていない。知事が支払い手続を行ったと思う。」旨の証言を行っている。

(オ) 知事後援会の費用支払いの経緯について

田中知事の後援会である「しなやかな信州をはぐくむ会」が、上記(ア)に記載された懇談会、会議等の費用を支払っていた経緯について、「しなやかな信州をはぐくむ会」の会長である穂苅甲子男証人は、以下の旨を証言している。

- ・ (知事後援会の懇談会費用の支出について)あとで報告を受けた。いつごろかは、はっきりした記憶はない。
- ・ (ホテルでの人事異動等に関する会議等に関する費用負担について)あとで報告を受けた。当時の事務局長から聞いたと記憶している。
- ・ (報告を受けたのは県議会等で明らかとなった以降かについて)おそらく以後のことと思う。
- ・ (会計に関するチェックを行っていたのかについて)全くない。会計については、事務局長と会計責任者に任せており、私は関与しておらず、全く事前・事後にもタッチしていない。

「しなやかな信州をはぐくむ会」の事務局長であった小林誠一証人は、費用の支払いの経緯等について、以下の旨を証言している。

- ・ 田中康夫氏から直接、領収書や場合によっては請求書をもたらしたことが大半である。例えば、請求書が出ていないものは、直接私が請求書を送ってもらったのもあるが、大半は私が本人から受け取っていた。
- ・ 詳細ははっきりわからないが、県の選管に届け出た収支報告書に記載されているものは、拠出していると思う。誰が出席した等に関しては、当然記載がないが、収支報告書に記載されている範囲ではそのとおりの支出があったと考えている。
- ・ おおよその宿泊費とか会議費等の説明は聞いたことはあるが、田中康夫氏は知事という政治家であると同時に首長という立場もあるので、細かく内容を必要以上に聞いて、普通だったら知り得ないけれども後援会だから知り得たということがあってはいけないので、あえて深くは聞かなかった。
- ・ 穂苅氏の手元に通帳と印鑑があり、平成15年当時の支払いの実務は、松本の事務所に事務員もおり、そちらでやっていた。私が長野にいる関係で、その取りまとめはやっており松本へ送って処理をしていたが、取りまとめの段階で、記載事項に必要な項目は、例えば支払い先、日付、金額も含めて、明確に確認したが、誰と会ったという内容は全く聞いていない。
- ・ しなやか会はクレジットカードを持っていなかったはずである。支払いは、田中康夫氏の個人的なカードで支払って、しなやか会は領収書をもって、その領収書相当額を田中康夫氏に支払っていた。個々に田中康夫氏の個人のクレジットカードで払ったかと確認はしていないが、概ねそのはずである。
- ・ 具体的には私が取りまとめて、領収書で来る場合と請求書のものもあるので、それを仕分けして松本へ送って、田中康夫氏の立替分については、私に振り込んでもらうなり、私が受け取りに行き、私から田中康夫氏に渡していた。

費用の支払いに関する知事からの指示の有無について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 小林誠一証人は、「指示というか、こういうことでお願いできないかという支払いの依頼という形であったと理解している。」旨の証言を行っている。
- ・ 「しなやかな信州をはぐくむ会」の会計責任者である山根敏郎証人は、田中知事の判断でしなやか会の支出を行っていたかについて、「そういう要素もあったことは事実だが、全てではない。」旨の証言を行っている。

また、上記（ア）に記載された懇談会、会議等が開催された当時、知事後援会の経理処理は、知事の意向に沿って行われていたかについて、小林誠一証人は、「その解釈のとおりだと思う。」旨の証言を行っている。

知事後援会の費用の支出について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 穂苅甲子男証人は、「田中康夫知事が県政を改革するという趣旨のもとに、しなやか会から費用を出したことは、当然のこととと思っていた。」旨を証言し、「会の規約とも合致していると思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 山根敏郎証人は、「一連の経過について、私どもはすべて田中康夫氏の施策と主張を最も有効な形で遂行するための必要な費用と認めている。」旨を証言し、「田中康夫氏が知事に就任してから約6年になる。私どもとすると、田中氏は良いところ6分、悪いところ4分、かろうじていいところが残っているから、悪いところを何とか削って、良いところにしてやっていきたいと思っている。少なくとも、長野県を民主化、変革をする気持ちは良いが、やり方が非常におかしいので、その点は、私は厳しく直させて、来年の8月までだが、有終の美はとりあえず務めさせるようにしたいと思っている。」旨の証言を行っている。
- ・ 小林誠一証人は、「田中知事が活動あるいは行動がされれば、それに伴ってしなやか会も対応したということだと思う。支出が100%、田中知事のものではないが、田中知事にかかわるものはそのとおりである。」旨の証言を行っている。

また、田中知事が利用した高級ホテルの費用を知事後援会が負担していたことについて、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 穂苅甲子男証人は、「田中知事が、真に改革を目指して活躍する際、いろいろな人たちとの交渉等を行う立場もあるだろうから、当然その費用はしなやか会が支出すべしと思っている。多額であることについても、地方と違って東京での費用は、田舎にいる我々の立場と違うなという感覚である。」旨の証言を行っている。
- ・ 山根敏郎証人は、「私どもの団体は本当の浄財で成り立っているから、他のところもやっているからこれは違法ではないと言っても、それは違う。もう二度と認めないと厳しくして、今後は一切認めない。やるならできるだけ長野で使う。そういう形にして、今後はそういう支出は一切ないと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 小林誠一証人は、「金額の大きなものは、何回かの分をまとめたという話を聞いたような覚えはある。全体の金額は400万円ということだが、普通に寝泊りするならそんなに掛からない。人を集めて会議をやるという場所をホテルに頼むと、2、3時間で4、5万円の請求が来るので、何回か重ねると結構な金額にはなるというのは、感覚的にはわかっていた。高級かどうかの定義は何とも言えないが、会議室が備わっていてある程度のサービスができるということ、この程度のホテルになるのではないかと思う。」旨の証言を行っている。

なお、田中知事は、知事後援会の費用負担について、平成17年2月24日の本会議で以下のように答弁している。

「(政党関係者と)打ち合わせをした会場を私の側で負担をするという中で、これがしなやか会が負担をしているものもでございます。こうしたものはかなりの額になると思います。これは同時に、しなやか会が、当時私がいわゆる地方行政の改革の大臣候補という形のように、知事であると同時に日本をより変えるためにはこうしたことが必要だという中で支払われているものであります。」

このような知事の答弁に対し、知事後援会が費用の支出に関して了解を与えていたかについて、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 穂苅甲子男証人は、「会計のことは、事務局長と会計責任者が処理しており、私には相談がない。」旨の証言を行っている。
- ・ 小林誠一証人は、「具体的な個人名等は聞いておらず、政党の誰と会ったというレベルでの確認はしていない。」旨の証言を行っている。

#### (カ) 懇談会等の出席者が知事後援会の費用負担を知った時期について

懇談会等の出席者が、知事後援会の費用負担を知った時期について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 岡部英則証人は、「9月22日だったと思うが、ホテルで人事案を作成していたとき、ホテルでの作業が終わって、多分、夜の9時ごろだったと思うが、フロントで支払いをする際、担当者がこの請求はしなやか会でお願いしますという話があった。私も、以前のものもあり、心配になっていたため、今までのものも知事後援会なのかと確認したところ、そうじゃないかということで、そのとき初めて知った。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「私のはっきりと確認したのは、県議会で話題になったころだと思っている。」旨を証言し、岡部英則証人の証言にある平成15年9月22日の支払いについては、「事務処理という部分は私が携わっているが、田中知事が判断して、指示があったものと考えている。私が知事に指示されて、ホテルに電話して請求書を送るように言ったのか、それとも違うのかについて、正確な記憶がない。」旨の証言を行っている。
- ・ 松林憲治証人は、「総務委員会で、知事後援会が費用負担をしたことがわかったということだと認識をしている。」旨の証言を行っている。

- ・ 小林公喜証人及び田山重晴証人は、「報道されて初めて知った。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮尾弘行証人は、「費用負担が後援会の負担によるものであるということを知ったのは、ほぼ1年後の平成16年の7月である。」旨の証言を行っている。
- ・ 醍醐聰証人は、「後援会が支払うということであった。退席する際に松葉委員に会計の話をした際、松葉委員からこれは田中知事の後援会から出ますから結構ですという趣旨の話があった。」旨の証言を行っている。
- ・ 松葉謙三証人は、「知事の後援会から出されるので支払わなくても結構ですという趣旨で言ったと思う。」旨の証言を行っている。

また、平成16年3月17日の懇談会について、「会合を持つこと自体は、会長を含めた2、3人の委員で話し合っ、知事に話をして決めたことであり、当然自費という意思で決めたが、その数日後、会合を持つことを知事に話したところ、知事が後援会から払うと言ったと思う。」旨の証言を行っている。

以上の証言によれば、平成16年3月17日の懇談会については、事前に田中知事から「長野県」調査委員会委員に対し、知事後援会の費用負担により開催する旨が伝えられていることが確認できる。

提出された記録によれば、平成15年9月22日から24日の長野市内のホテルで行われた人事異動に係る作業に関する支払いについて、宮津雅則証人のサインが署名された請求書等が確認されたが、このことについて、宮津雅則証人は以下の旨を証言している。

- ・ 領収書控と請求書控を見たが、署名欄の私の名前は私が書いた字ではない。領収書控は私の字ではないので、私がサインしたものではないことは間違いないのではないかと思います。
- ・ 書面に記載されている電話番号は、私の当時の公用の携帯電話の番号である。

なお、松林憲治証人は、上記のとおり、知事後援会の費用負担は、「総務委員会で明らかとなった。」旨を証言し、懇談会等の費用を返還しているが、このことに関連して、以下の旨の証言も行っている。

- ・ (平成15年5月31日付けの松林憲治証人から田中知事あてのメールに「昨日はごちそうになりました。」と記載されていることについて、)前日の30日は知事も出席しているので、これについて「ありがとうございました」という一般的な御礼の意味で書いたと認識をしている。いずれ私に請求が回ってきて、割り勘で支払うという認識であったので、知事が一番上司に当たるので、これは上司に対しての一つの御礼のあいさつという認識で、私はこの文書を書いた。
- ・ 当然、自己負担をしていくという前提で考えていたが、結果的に個人としての支払いが延びてしまっていたということである。

### (キ) 知事後援会への費用の返還について

昨年の県議会総務委員会において、知事後援会の費用負担について審議されて以降、懇談会等に参加した県職員、審議会委員等から知事後援会に対して費用の返還が行われている。

このことについて、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 松林憲治証人は、「現金書留で返還をしている。」旨の証言を行っている。
- ・ 小林公喜証人は、「経営戦略局で調査をし、会食代の総額、人数がわかったものは返還した。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮尾弘行証人は、「16年の7月に、知事後援会の費用負担を知って間もなく返却した。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮津雅則証人は、「県議会で話題になり、経営戦略局で調べたあと現金書留で払っている。」旨の証言を行っている。
- ・ 田山重晴証人は、「17年の春ごろ、現金書留で送った。」旨の証言を行っている。
- ・ 岡部英則証人は、「金額等が確認できたものは支払ったが、知事後援会の収支報告書に掲載されていない会合については、金額がわからず、支払いをしていない。経営戦略局から、金額等の連絡は一切ない。」旨の証言を行っている。
- ・ 松葉謙三証人は、「『長野県』調査委員会のある委員に渡して返還してもらった。」旨の証言を行っている。

また、知事後援会に費用を返還した理由について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 松林憲治証人は、「国家公務員の倫理規程に規定する利害関係人には当たらないということで、倫理規程には抵触はしないということである。ただし、公務員の本来持つ公平性、中立性から見た場合、県民から誤解を受けるような可能性のある行為については、極力自粛をしていくという考えのもと、個人として返還した。」旨の証言を行っている。
- ・ 小林公喜証人は、「県費負担であれば公務イコール公費の支出ということになるが、後援会負担となれば、県職員の立場として、県民に疑惑を持たれ、信用を失うような行為はすべきではないと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 宮尾弘行証人は、「審議会の委員に公開討論会に出席してもらったあと、夜9時過ぎに夕食を差し上げるということであり、私は、公務性が高いので公費負担かという考え方でいた。公費ではなくて自己負担という考えもあると思うが、公費か自己負担かと思っていたところ、知事後援会から費用の負担を受けるとことは、私には思いもよらないことであり、驚いた。自分自身のチェックの行き届かない点があり、反省している。」旨の証言を行っている。



- ・ 田山重晴証人は、「議会で議論がなされて、社会における一つの基準があると思うので、けじめをしておかなければならないと考えて、返却した。」旨の証言を行っている。
- ・ 醍醐聰証人は、「私的な田中康夫氏という一政治家の後援会の費用負担を受けるということは、私としては全くあってはならないことだと思っており、調査対象の中に田中康夫氏の後援会幹部があり、その団体から費用負担を受けるということは、これは極めて重大な問題だと私は認識した。」旨を証言し、「私たちは準公務員という立場で委員を任命されており、公的な立場にあったと思う。田中知事の後援会は私的な政治団体であるため、そこから飲食費の負担を受けるということは、そもそも前提が違っている。また、田中知事の後援会幹部の中に、調査委員会の調査対象になると衆目の一致している方がおり、その団体に飲食費の負担を受けるということは、県民から見ると疑惑を招くので、それを避けることは、これは委員会としての責任である。したがって各委員が、自分で自立的にやるべきということで、私は返還した。」旨の証言を行っている。
- ・ 松葉謙三証人は、「醍醐証人が記者会見したことが報道されたことから、疑問に思われるなら返すということは何人かの委員で話し合っ返すことにした。ただし、独立性が害されるものではないということであったが、こういう状況であれば返した方がいいということで返還した。」旨を証言し、「自分の飲食代は自分で出すというのは原則だと思う。しかし、知事後援会の費用負担に害悪があるかどうかは、要するに人からおごってもらおうという程度の話であり、少なくとも税金から飲み食いするよりはましだと思っている。報道をされたから疑惑を持たれると思っただけであって、基本的に疑惑を持たれるとは思わない。知事後援会の幹部と言われる方も、その当時は活動しておらず、形だけの会員だと聞いており、影響を受けるとは思わなかった。」旨の証言を行っている。

#### (ク) 知事後援会の会計処理について

知事後援会の会計処理について、醍醐聰証人は以下の旨を証言している。

- ・ 私が自己負担分を返金したのが5月25日であり、そのあと11月1日に知事後援会から会長名で、「全額を寄附金として処理をしたいので、その旨をお知らせする。もし改めて返金してほしいのであれば、その振込先の口座番号を知らせてほしい。」という通知がきた。

- ・ 11月4日付けで寄附金として処理されるのは、私の意思と合っていないので、不同意の通知を配達証明の郵便で送った。それに対して、11月9日付けで知事後援会から、「寄附金という処理をすると伝えたのは取り消したい」という通知が来た。
- ・ 私は、このような処理にも疑問を感じた。当時は、後援会で負担している状態を早く解消しなければいけないということで、費用を返還したことで終わってしまっていたが、納得できないところがある。
- ・ 知事後援会がした処理は、収入の分類変更だけで、寄附金からその他収入に変えただけであり、私の負担金額が収入となっている事実は変わらない。しかし、私の意思としては知事後援会に拠出したという認識は全く持っていない。  
要するに、知事後援会が負担した飲食費を私の負担分だけは減らしてもらう必要があり、私の分は知事後援会が負担していないという状態に改めてもらうことが必要である。
- ・ 知事後援会の費用負担から私の自己負担に切りかえてもらうべきであって、費用をマイナスすべきところを、収入の科目変更をしてしまっている。

このことについて、知事後援会の会計責任者である山根敏郎証人は、以下の旨を証言している。

- ・ 当初、醍醐氏に送付した文書については、無知であるのでそういうことをやったと思う。
- ・ 私が、一昨年の12月に会計責任者を引き受ける際に、内容を確認したところ、返還された金額があり、それを寄附として処理したと言われたので、とんでもない話だと言った。
- ・ 企業会計からすれば、原価の戻りで、立替金が戻ったようなものなのに、政治資金規正法の会計方式だと立替金戻しというのは、バランスしないため、開放しとなる。企業会計は利益を計算しなければならないから、立替金で処理するが、立替金ではない形でやっていたからこういうことになった。そういう処理をしないで、困った結果、「その他の収入」としたが、本来は銀行の利息等である。
- ・ 私どもが具体的にわかったのは、醍醐氏等が会費を返還してきてすり合わせる中でわかってきた。醍醐氏の言うことを私も調べたら、そのとおりだと思うので、必要があれば修正等も行いたいと思っている。

また、懇談会の出席者等からの返還金について、山根敏郎証人は、以下の旨を証言している。

- ・ 多くの人から返還を受けたが、率直に言って具体的にどれなのかも全然わからない。
- ・ (返還された会費等について、会計処理するためには調査が必要ではないかという尋問に対して)よく理解したので、一生懸命調査したい。そうしないと、今年の処理もできなくなる。責任を持って処理して、委員長に最終的に報告する。

このような証言を受けて、本委員会として知事後援会に対し、平成17年11月18日以降、複数回に渡り、「費用を返還した者の氏名、金額、返済日時、対象となる会合が分かる記録」を請求することを決定し、議長名の記録提出請求書により請求した。

しかし、知事後援会からは、同年12月11日付けで提出された回答書に「当会にはこれ以上調査するすべがありませんので、もし貴会に、これに関して提出されている参考資料があればご提示願います。」と記述されているとおり、知事後援会が自ら十分な調査を行っているとは考えられないものである。

#### (ケ) 公職選挙法との関係について

知事後援会が、知事と県職員等との懇談会費用等を負担したことについては、公職選挙法第199条の5第1項との関係で問題があることが懸念される。

その条文は以下のとおりである。

##### 公職選挙法

(後援団体に関する寄附等の禁止)

第199条の5 **政党その他の団体**又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)の政治上の、主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの(以下「後援団体」という。)は、**当該選挙区**(選挙区がないときは、選挙の行われる区域内)にある者に対し、**いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。**ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附(花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。)をする場合は、この限りでない。

当該条項は、一般的に選挙区内にある者に対する寄附を禁止し、一定の条件にある場合に行われるものに限って禁止から除外することが規定されているものと解されるものであるが、その趣旨については以下のような解説がなされている。

後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする寄附について、時期の如何を問わず禁止することは行き過ぎであると考えられたため、そうした寄附については禁止対象から除外したもの。

ただし、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附については、それらが後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする寄附であろうとも禁止することとされている。

「当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業」とは、その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などの事業をいうものと解される。

また、知事後援会の規約は以下のとおりである。

#### しなやかな信州をはぐくむ会 規約

1. この会は、しなやかな信州をはぐくむ会といい、事務所を松本市に置きます。
2. この会は、田中康夫の社会的、政治的活動を支援し、会員相互の連帯、親睦をはかることを目的とします。
3. この会の会員は、目的に賛同する個人で構成します。
4. この会の役員は、会長1名、副会長若干名、幹事若干名、事務局長1名、会計責任者1名、会計責任者職務代行者1名とし、必要に応じ顧問若干名を置くことができ、それぞれ任期は1年とします。
5. この会に次の機関を置きます。
  - (1) 総会  
年1回以上開催し、役員、事業計画、会費、規約の改廃の決定を行います。
  - (2) 役員会  
随時開催し、諸事業の推進などにあたります。
6. この会は次の活動を行います。
  - (1) 講演会、座談会、報告会などの開催
  - (2) 後援会ニュース、資料などの配布
  - (3) その他、必要な事業
7. この会の経費は、会費、寄付金および事業収入をもって充てます。  
会計年度は1月1日から12月31日までとします。
8. この規約は、平成13年9月18日から施行します。

知事後援会が知事と県職員等との懇談会費用等を負担したことに関して、平成17年6月15日に総務委員会に提出された県としての見解は、以下のとおりである。

長野県としての見解（平成 17 年 6 月 15 日付け県知事名文書）

公職選挙法第 199 条の 5 第 1 項において、「後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合は、この限りでない。」と規定されている。

知事後援会が会食費及びホテル代を負担したことは、知事の政治活動を支援している団体が、その設立目的にかなうものとして支出したものと認識している。

## イ 調査結果

### （ア）審議会等の委員との懇談会に関する知事後援会の費用負担について

関係する証人の証言及び提出された記録によれば、本人確認情報保護審議会、「長野県」調査委員会、「長野県出資等外郭団体」見直し専門委員会等の各種審議会、委員会の委員と田中知事等との懇談会について、知事後援会である「しなやかな信州をはぐくむ会」が費用負担を行っていたことが確認された。

これらの審議会、委員会は、県の重要な方向を決めるために設置されたものであり、公平・中立な第三者機関であることが求められるものと考えられる。

しかし、知事後援会が審議会等の委員との懇談会に係る費用を負担することは、県民から見れば、知事後援会が県政に介入したと解され、審議会等の独立性に対し疑問を持たれかねない行為であり、決して許されるものではない。

したがって、知事後援会が費用負担を行っていたことは、本来、知事や行政とは独立性を保ち、第三者機関としての機能を果たすべき審議会等の信用を失墜させた行為であることが認められる。

### （イ）県職員との懇談会に関する知事後援会の費用負担について

関係する証人の証言及び提出された記録によれば、田中知事と県職員との懇談会について、知事後援会が費用負担を行っていたことが確認された。

この懇談会については、田中知事が出席者に直接あるいは知事秘書等を通じて連絡を行っていることから、田中知事の意向により出席者の人選が行われており、その目的は、その当時の重要な県政上の課題について、その事務を所管していた県の幹部職員を主なメンバーとして懇談が行われていたことが認められる。

懇談会の公務性については、判断が分かれるところであるが、知事の意向により出席者が特定され、しかも県の幹部職員等が出席していることから、公務性があったと言わざるを得ず、出席した職員は公務の延長線上の懇談としての認識や

義務感があったものと判断できる。

また、平成15年5月30日に長野市内で開催された懇談会に出席した松林憲治証人が、翌日に「昨日はごちそうになりました。」旨の電子メールを田中知事あてに送信したことが確認されていることから考えても、県職員は知事から呼ばれたため出席し、知事に費用を支払ってもらったという認識であったと判断できる。

このことは、懇談会の費用を知事後援会が負担していたことが明らかとなるまで、その返還を行わなかったことでも裏付けられると考えるが、このような問題が生じたのは、知事が懇談会の目的や費用負担を曖昧にしたまま出席を求めたことが原因であるとともに、出席した県職員の曖昧な姿勢が招いた結果である。

#### (ウ) ホテルでの人事異動等に関する会議に係る知事後援会の費用負担について

平成15年9月22日から24日にかけて、長野市内のホテルにおいて同年10月の県職員の人事異動に係る作業を実施し、その費用を知事後援会で負担していたことが、関係する証人の証言及び提出された記録により確認された。

県職員の人事作業を県庁舎の外で行い、その費用を知事後援会が負担することは、通常あり得ないことであるが、人事作業を行っていることを県庁内に知られることを警戒した対応であったと考えられる。

また、平成15年9月21日の夜に長野市内のホテルで開催された会議についても、県庁舎内で行えない理由はなく、人事に関する話が県庁内に知られることを警戒した対応と同様であったと判断できる。

このように、県職員の人事作業を県庁舎外で行い、その費用を知事後援会が負担していたことは、中立性、公平性の確保が求められる県職員の人事に知事後援会が介入していたと県民に解される行為であったと言わざるを得ない。

平成15年9月22日から24日にかけてのホテル使用に関する費用は、提出された記録によると、平成17年5月2日付けで県がホテルに支払っているが、その理由として、「公務を行うに当たっては、公平性や中立性を堅持すべきであり、県民の誤解を招くおそれのある行為は、極力自粛すべきである。」と県は説明していることから、自ら公務性を認め、知事後援会の費用負担が行政上許されない行為であることを認めたことにほかならない。

なお、平成17年1月25日から29日の当初予算に係る勉強会については、当初予算に関する見積書の査定作業を行ったものと考えられ、関係する証人の証言を勘案しても、本委員会としては公務と考えざるを得ないものであり、公務である以上は、県民から誤解を受けないためにも、県費で支払うべきものであることを指

摘するものである。

#### (エ) 知事の責任について

関係する証人の証言等によれば、飲食店等からの請求書ないし領収書は、その多くを田中知事から知事後援会幹部であった小林誠一証人が受け取り、支払い手続きを行っていたものであり、収支報告書等の作成のため必要な記載事項等は確認していたが、具体的な目的、出席者等は確認せずに支払いを行っていたことが確認された。

費用等の支払いに関する田中知事から知事後援会への指示について、小林誠一証人の証言によれば、「支払いの依頼」という形であったということである。

しかし、知事後援会がチェック機能もなく無条件で、田中知事が支払った費用について支出していたことは事実であり、知事的意思によって会計の支出が行われていた可能性が高く、多くの個人会員の会費で賄われていた知事後援会の会計は、知事の「財布的」存在であったとすることができる。

また、知事後援会が費用負担を行った懇談会等については、田中知事の「公私混同」とも言える県政運営の姿勢を示すものであり、このような姿勢が結果として審議会等の信用失墜を招き、県や懇談会等に出席した当事者の信用を失わせる結果となったことは否定できない。

さらには、法令等に関する疑義を生むこととなった原因とも言えるものであることから、その原因を生み出した行政の最高責任者としての田中知事の責任は問われるべきものである。

#### (オ) 公職選挙法等に関する疑義について

前記(1)ア(ケ)に示したように、公職選挙法第199条の5第1項の規定は、一般的に選挙区内にある者に対する寄附を禁止し、一定の条件にある場合に行われるものに限って禁止から除外することが規定されているものと解されるが、但し書きにおいて禁止から除外される「当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業」とは、「その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などの事業をいうものと解される。」とされている。

県が示した見解によれば、知事後援会の支出は、「知事の政治活動を支援している団体が、その設立目的にかなうものとして支出したもの」としており、知事後援会に関係する証人も同趣旨の証言を行っているところである。

しかし、知事後援会の規約を見ても、知事後援会が費用を負担した県が設置し

た各種審議会等の委員と知事及び県職員との懇談会が、「その設立目的にかなうもの」に該当するかは疑問であり、また、懇談会等に出席した県職員は知事の選挙区内である県内に居住していることから、本委員会としては、費用を支出した知事後援会の会計責任者及び支出を要求した田中康夫知事ら関係者について、公職選挙法第199条の5第1項に抵触するのではないかと疑いを禁じ得ないところである。

また、ホテルでの人事異動等に関する会議に係る知事後援会の費用負担についても、県への寄附行為とも考えられることから、同様の疑義を抱くところである。

なお、知事後援会の会計処理についても、関係する証人の証言によれば、懇談会等の出席者からの返還金の処理が適正に行われていない可能性が考えられ、その返還金に関する本委員会の記録請求に対しても、十分な調査を実施した上で回答しているとは考えられない部分がある。また、平成15年8月13日及び平成16年3月17日に開催された懇談会の費用が、5万円以上であるにもかかわらず収支報告書に記載されていないことなどが確認され、確認された懇談会以外に同様のケースがないとは言い切れないことから、本委員会として収支報告書の信憑性を疑わざるを得ないところである。

本委員会としては、これらの知事後援会の会計処理について、政治資金規正法との関係で疑義を持つところであって、会計処理上の不明確な点については、田中康夫知事及び知事後援会である「しなやかな信州をはぐくむ会」に県民に対する説明責任が求められているものと考えるところである。

#### **(カ) 地方公務員法等に関する疑義について**

関係する証人の証言等によると、懇談会等に出席した県職員の多くは、昨年の総務委員会等で知事後援会の費用負担が明らかになった以降、「県職員の立場として県民に疑惑を持たれ、信用を失うような行為はすべきではない」等の理由で、個人の立場で費用の返還を行っている。

これは、懇談会等に出席した県職員は、懇談会等への出席そのものが県職員として県民の信用を失う行為等に該当するものと認識していたと考えられるものであり、本委員会としては、懇談会等に出席した県職員について、信用失墜行為の禁止を規定する地方公務員法第33条違反を疑わざるを得ない。

#### **(キ) 事実認定における少数意見について**

本委員会の事実認定における表決については、県議会委員会条例第15条の規定に基づき出席委員の過半数で決することとしたが、全会一致で認定されたものと、賛否が分かれ、賛同できないとする少数意見があったものもあった。